

職場でのパワーハラスメントの 防止に向けて

にいつ眼科院内勉強会 2022/7/21



社会保険労務士法人
ふじた事務所 所長
特定社会保険労務士

藤田英樹先生

日頃、医療機関の労務相談を対応
されていらっしゃる藤田先生に講義
をしていただきました



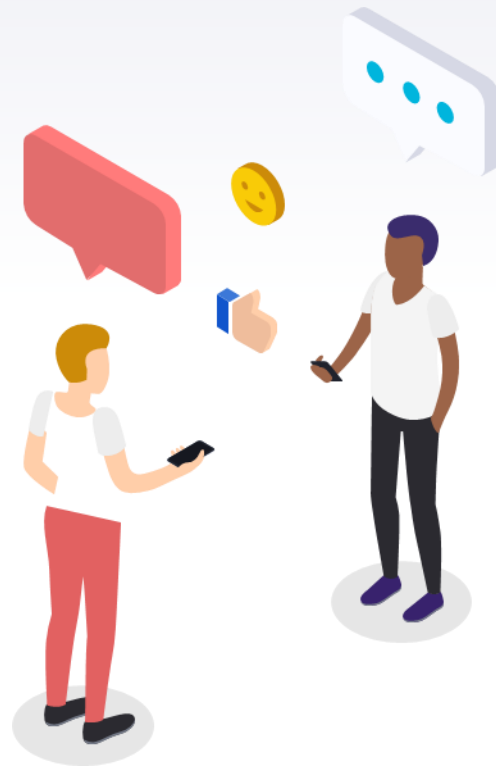
2022年4月「パワハラ防止法」が 中小企業でも義務化されました

1. セクシャルハラスメントについて
2. 妊娠・出産等に関するハラスメントについて
3. 職場におけるハラスメント
4. 事業主が講ずるべき措置
5. パワーハラスメントについて
6. 職場のハラスメントに関する相談対応の流れ



セクシャルハラスメントとは

「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により、その労働者の労働条件に付いて不利益を受けたり「性的な言動」により就業環境が害されること



妊娠・出産等に関するハラスメントとは

「職場」において行われる上司・同僚からの言動
（妊娠・出産したこと、育児業等の利用に関する言動により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されること



パワーハラスメントとは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます



まとめ

- ハラスメント問題を「ゼロ」にはできない
- 大切なことは
 - 対処・注意された時は→素直に謝る
 - ・ まずいと気が付いた時→拾う・関わる
- 日頃からできること
 - ・ 声の掛け合い
 - ・ 小さなうちに誰かに相談
 - ・ 正解を求めない
 - ・ よい関係でいることを続ける事

